

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業の適正な実施を確保するために、事業の設備・運営の基準について町が条例等で定めることとされています。

なお、この基準については、児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき平成 26 年 4 月 30 日に公布された厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)に基づき定めることとされています。

放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び・生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
-------------	--

2 対応案

葉山町では、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないと思われるため、基本的に国基準の内容を町の基準としますが、以下の基準については町独自の基準を設けることとします。

(設備の基準の経過措置)

現在運営している民間の放課後児童クラブ事業者は、「児童 1 人につきおおむね 1.65 m²」という放課後児童健全育成事業所に必要な「専用区画」(遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画)の面積基準を満たせない場合があります。

そこで、面積基準への適合を当分の間猶予する経過措置を設けることとします。

3 国の基準

国基準の詳細な内容は、参考資料のとおりです。

厚生労働省令の基準のほか同基準の解釈通知、社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」の内容等を反映したものとなります。

参考資料

従うべき基準については「従」、参酌すべき基準については「参」と表示しています。

項目		国基準の内容	
従事する者		<p>・「児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者を基本とする）」であって、都道府県が行う研修を修了したものとする。</p> <p>（一定の経過措置あり）</p> <p>研修：基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技能を保管するための研修。</p>	従
員数		<p>・放課後児童健全育成事業において支援する児童の集団を「支援の単位」として定め、その集団に対しては、職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。</p>	従
支援の単位の規模		<p>・「支援の単位」は、1の支援の単位をおおむね40人までとすることが適当。</p> <p>・「児童数」の考え方については、毎日利用する人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（＝実利用人数）とする。</p> <p>・児童数がおおむね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努める。</p>	参
施設・設備	専用室・専用スペース	<p>・専用室・専用スペースを設けること。ただし、放課後児童健全育成事業を利用しない児童との共用も可能とする。</p> <p>・面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」を確保する。</p>	参
	その他	<p>・静養スペースを設けること。</p> <p>・静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、実情に応じたものとする。</p>	参
開所日数、開所時間		<p>・年間250日以上の開所日数、平日3時間以上（休日については1日8時間以上）の開所時間を原則とする。</p>	参

その他の基準	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 	参
	技能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	参
	利用者を平等に取り扱うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。 	参
	虐待等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、児童福祉法 33 条の 10 各号に掲げる行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	参
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。 ・感染症又は食中毒が発生しないように、又発生した場合には蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。 ・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 	参
	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななくてはならない。 <p>事業の目的及び運営の方針 職員の種類、員数及び職務の内容 開所している日及び時間 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 利用定員 通常の事業の実施区域 事業の利用に当たっての留意事項</p>	参

その他の基準	運営基準	緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する重要事項 その他事業の運営に関する重要事項	
	秘密の保持に関すること	・正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	参
	苦情への対応	・利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参
	保護者、小学校等との連携	・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ・児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参
	事故発生時の対応	・事故が発生した場合には、速やかに、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参